

三浦市散骨場の経営等の許可等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、三浦市散骨場の経営等の許可等に関する条例（令和7年三浦市条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(海域における経営等許可)

第2条 海域における散骨場（陸上から海域に散骨を行う場合を除く。）については、当該散骨が当該海域において排他的に散骨を行うための法令上の許認可又は権原を備えたものであって、かつ、公衆衛生等の見地から市長が特に必要と認める場合を除き、条例第4条第1項の規定による経営等許可を要しないものとする。

(事前協議の手続等)

第3条 条例第5条の規定により読み替えて準用する三浦市墓地等の経営の許可等に関する条例（平成24年三浦市条例第1号。以下「墓地条例」という。）第4条から第6条まで、第8条、第16条及び第17条の規定により行われる事前協議その他の手続については、三浦市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則（平成24年三浦市規則第3号。以下「墓地規則」という。）第3条から第6条まで、第11条及び第12条の規定を準用する。この場合において、墓地規則第3条第2項第9号及び第4条第3項の規定の準用についての技術的読替えは、次のとおりとする。

読み替える墓地規則の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第3条第2項第9号	次に掲げる期間に係る経営計画の収支見込書及び資金計画書 ア 墓地にあっては、墓地等経営計画協議書の提出の日の属する年度から10年間 イ 納骨堂及び火葬場にあっては、墓地等経営計画協議書の提出の日の属する年度から5年間	散骨場の経営等を行う期間（当該期間が10年を超える場合にあっては、散骨場の経営等の計画に係る協議書の提出の日の属する年度から10年間に係る経営等の計画の収支見込書及び資金計画書
第4条第3項	110メートル（火葬場にあっては、300メートル）	110メートル

	管理責任者	管理責任者並びに農業協同組合、漁業協同組合その他の団体で市長が認めるもの
--	-------	--------------------------------------

(許可の基準)

第4条 条例第7条第2項において読み替えて準用する墓地条例別表第2項第1号に規定する規則で定める場合は、墓地規則第2条第1号の規定を準用する。

2 条例第7条第2項において読み替えて準用する墓地条例別表第2項第2号に規定する規則で定めるものは、次に掲げる区域等とする。

- (1) 人が現に居住し、又は使用している建物の敷地
- (2) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定により指定された農業振興地域
- (3) 漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）第6条第1項、第2項及び第4項の規定により市長、神奈川県知事又は農林水産大臣が指定した漁港の区域
- (4) 海岸線（海面が最高水面に達した時の陸地と海面との境界をいう。）

3 条例第7条第2項において読み替えて準用する墓地条例別表第2項第2号に規定する規則で定める距離は、前項に掲げる区域等との水平投影面における最短の距離が110メートルとする。

4 条例第7条第2項において読み替えて準用する墓地条例別表第3項第5号に規定する規則で定める数値は、墓地規則第2条第3号の規定を準用する。

(変更許可の申請等)

第5条 条例第8条第1項の規定により経営等許可を受けた事項を変更しようとするとき、又は同条第2項の規定により経営等許可を受けた散骨場の経営等を廃止しようとするときは、申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書に添付しなければならない書類については、墓地規則第7条第3項（第12号を除く。）の規定を準用する。この場合において、同項第10号の規定の準用についての技術的読替えは、次のとおりとする。

読み替える墓地規則の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第7条第3項第	次に掲げる期間に係る経営	散骨場の経営等を行

10号	計画の収支見込書及び資金計画書 ア 墓地にあっては、墓地等変更許可申請書の提出の日の属する年度から10年間 イ 納骨堂及び火葬場にあっては、墓地等変更許可申請書の提出の日の属する年度から5年間	う期間（当該期間が10年を超える場合にあっては、散骨場の変更の許可に係る申請書の提出の日の属する年度から10年間）に係る経営等の計画の収支見込書及び資金計画書
-----	--	---

（申請事項変更届）

第6条 条例第9条の規定による届出に係る手続については、墓地規則第9条第2項（第3号を除く。）の規定を準用する。

（焼骨の粉末の形状）

第7条 散骨事業者又は散骨場を利用する者が散骨場に投下し、又は散布する焼骨の粉末は、焼骨の形状が視認できないものでなければならない。

（自然環境への配慮）

第8条 散骨事業者は、散骨場において、プラスチック、ビニール等を原材料とする副葬品等の投下その他自然環境に悪影響を及ぼす行為をし、又は当該散骨場を利用する者に当該行為をさせてはならない。

（利用者との契約等）

第9条 散骨事業者は、あらかじめ、散骨場の利用に係る契約（以下「利用契約」という。）の内容を明記した約款を整備し、公表するとともに、当該散骨場を利用しようとする者又は利用している者からの求めがある場合には、これを提示しなければならない。

2 散骨事業者は、散骨場を利用しようとする者との間で利用契約を締結するに当たっては、利用契約の相手方に対し、当該散骨場の利用に係る適切な説明を行うとともに、当該相手方の十分な理解を得なければならない。

3 利用契約は、書面により行わなければならない。

4 散骨事業者は、約款に定めるところにより、散骨場を利用している者（利用契約の締結後、散骨場の利用に至るまでの間にある者を含む。）から利用契約の解約の申し出があった場合には、これに応じなければならない。

（実施状況の公表）

第10条 散骨事業者は、自らの散骨の実施状況を年度ごとに取りまとめ、その結果を公表しなければならない。

(書類等の様式)

第11条 条例及びこの規則の施行に必要な書類等の様式については、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。